

規制・行政手続き見直し提案制度 提案内容と検討結果

≪ 行政 手 続 き ≫

○くらし（対応済 1件 / 対応予定 2件 / 対応検討中 2件 / 現状維持 1件）

提案内容	所管 部 局	検 討 結 果
区役所窓口のWEB予約導入 窓口のWEB予約が可能な区役所とそうでない区役所がある。区役所は平日しか開庁していないので、各種申請などを仕事の休憩時間に済ませたいが、待ち時間が長く、仕事を休んだり早退しないといけない。 どこの区役所でもWEB予約ができるようにしてほしい。	地域協働局 区役所課	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">対応状況</div> 対応予定 <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">対応方針</div> 窓口の事前WEB予約については、窓口発券機の更新に合わせて中央区役所・兵庫区役所・西区役所・玉津支所ですでに導入しており、その他の区役所についても窓口発券機の更新に合わせて順次導入していきます。 なお、平日の開庁時間にお越しいただけない方のために、区役所・支所では毎週木曜日は19時45分まで受付時間を延長し、引越し等に関する手続き・マイナンバーカードに関する手続き・証明書発行を受付けています。ぜひご利用ください。 <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">対応時期</div> 令和6年度～：各拠点の発券機の更新に合わせて順次導入予定
死亡に伴う手続きの事務負担の軽減 平成27年に親族の死亡届手続きを行った際、亡くなった方が後期高齢者だったためか、住所・氏名を何枚もの書類に記載する必要があり、非常に煩雑だった。 住所・氏名の記入欄を一元化するなど、死亡届の手続きにかかる事務負担を軽減してほしい。	地域協働局 区役所課	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">対応状況</div> 対応済 <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">対応方針</div> 令和元年5月より、全ての区役所と北須磨支所に、身近な方が亡くなられた後の手続きを少しでも負担なく行っていただけるよう、必要な手続きのご案内や区役所での手続きが可能な申請書等の作成のお手伝いをする「おくやみコーナー」を設置しています。 「おくやみコーナー」では、手続きに来られた方に、故人の氏名・生年月日・住所など基本的な情報をお聞きし、その内容を印字した申請書類等を作成してお渡ししています。これにより、住所や氏名等を何度も記入いただく必要がなくなりました。より利便性の高いおくやみコーナーとなるよう今後も改善に努めてまいります。 <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">対応時期</div> —
証明書コンビニ交付サービスの利用可能時間の延長 証明書コンビニ交付サービスでは、「戸籍全部事項証明書」や「戸籍個人事項証明書」など一部の書類については、市役所の開庁時間内しか取得することができない。そのため仕事を早退するか休暇を取って対応する必要があることから、上記書類の取得可能な時間を見直してほしい。	地域協働局 住民課	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">対応状況</div> 対応検討中 <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">対応方針</div> 証明書コンビニ交付サービスは、全国のコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）で、「住民票の写し」などの各種証明書が取得できるサービスです。現在、証明書コンビニ交付サービスでは「住民票の写し」等は年中無休（6:30～23:00）で発行していますが、「戸籍全部事項証明書」や「戸籍個人事項証明書」は平日の9:00～17:00のみ発行しており、夜間や休日での取得はできません。住民票関連の届出は区役所等の窓口が開いている時間しか手続きできませんが、戸籍の届出は窓口が閉まっている夜間や休日でも手続きが可能です。そのため夜間・休日に届出のあった戸籍については、法務省の方針により届出前の状態で証明書が発行されないよう、逐次で発行停止する仕組みが必要とされています。 戸籍に関する証明書を平日の9:00～17:00以外にも発行するためには、夜間・休日の職員配置やシステム運用時間の延長等が必要となりますが、その実現には多くの費用が必要です。課題は大きいですが、改善に向けて検討を続けてまいります。 <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">対応時期</div> —

提案内容	所管部局	検討結果
<p>区役所窓口での手続きに対するサポートの充実</p> <p>神戸市は他の自治体に比べ、区役所窓口での申請手続きのサポートが不十分だと感じる。</p> <p>利用者が簡単に申請できるシステムを導入することで窓口の混雑緩和につなげ、また混雑整理を行っていた人員を転用することにより、高齢者向けの代理入力サービスなどを実現してほしい。</p>	<p>地域協働局 住民課</p> <p>企画調整局／ デジタル戦略部</p>	<p>対応状況 対応検討中</p> <p>対応方針 近年、窓口に来られた方の本人確認書類や聞き取りを元に職員がシステム入力で申請書を作成する「書かないワンストップ窓口」が全国の自治体で拡がり始めており、市民サービスの向上につながることが期待されるため、神戸市でも活用の可能性について検討を進めています。</p> <p>書かないワンストップ窓口を導入した自治体では、市民からは「申請が楽になった」等の意見が、職員からは「業務システムとの連携により情報の参照が便利になった」等の意見があり、神戸市でも導入による効果が期待されます。</p> <p>一方で、書かないワンストップ窓口では、職員が聞き取りながら申請書を作成するため、従来よりも対応時間が長くなることが想定されており、住民異動の多い都市部では、繁忙期に窓口の混雑を招く可能性があります。</p> <p>また、導入にあたっては複数の業務システムとの連携が必要となるため、多くの費用も必要となります。</p> <p>これらの課題を踏まえながら、今後、導入の是非について検討していきます。</p> <p>対応時期 令和6年度～：書かないワンストップ窓口導入時の課題整理など導入に向けた検討</p>
<p>区役所窓口の予約アプリの導入</p> <p>区役所窓口の混雑緩和を図るため、窓口での申請手続きや証明書等の受け取りの事前予約や、また証明書等の発行費用の事前支払いができ、窓口で二次元コードを読み込むことで、速やかに証明書の発行が可能となるようなアプリを導入してほしい。</p>	<p>地域協働局／ 住民課</p> <p>区役所課</p> <p>企画調整局／ デジタル戦略部</p>	<p>対応状況 対応予定</p> <p>対応方針 住民票、印鑑登録証明書などの主な証明書については、マイナンバーカードを活用した「証明書コンビニ交付サービス」によって、全国のコンビニエンスストア等で取得することができます。</p> <p>また、神戸市では「e-KOBE（神戸市スマート申請システム）」を導入しており、コンビニ交付サービスで取得できるものに加え、「住民票記載事項証明書」や「独身証明書」などの証明書についても、区役所等に来庁せず、電子申請で手続きが完了できるようになっています。</p> <p>窓口の事前WEB予約については、窓口発券機の更新に合わせて中央区役所・兵庫区役所・西区役所・玉津支所ですでに導入しており、その他の区役所についても窓口発券機の更新に合わせて順次導入していきます。</p> <p>対応時期 令和6年度～：各拠点の発券機の更新に合わせて順次導入予定</p>
<p>インターネットによる市税の申請・申告での本人確認書類の添付廃止</p> <p>もっと手軽に市税のインターネット申請・申告ができるよう、本人確認書類（運転免許証等）の画像添付を廃止してほしい。</p> <p>（同様の提案が複数あり）</p>	<p>行財政局／ 税務部税務課</p>	<p>対応状況 現状維持</p> <p>対応方針 税関連の事務を行う職員は地方税法第22条により、厳しい守秘義務が課されており、納税者の個人情報は厳密に管理しなければなりません。そのため神戸市では個人情報を誤って交付してしまうことを防ぐため、インターネット申請・申告の際に運転免許証などの本人確認書類の提出をお願いしています。ただし、本人確認書類の提出が必要な場合を、代理人による申請の場合や現住所が神戸市外である場合など、必要最小限に絞って運用しています。</p> <p>さらに一部の手続きでは、証明書の送付先住所が納税通知書の送付先住所と同じ場合など一定の条件を満たす場合には、本人確認書類の提出を不要としています。</p> <p>本人確認書類の画像添付は、個人情報保護の観点から今後も必要な手続きと考えるので、引き続きご理解ご協力をお願いします。</p> <p>対応時期 —</p>

○子育て・教育（対応済 一件 / 対応予定 一件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 一件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>里帰り助成金の申請手続きの簡素化 里帰り出産後、里帰り助成金の手続きを行ったが、添付が必要な資料が多く、また申請書の必要事項を手書きで記入する必要があり大変だった。 マイナンバーを活用して病院から市に直接情報が提供される仕組みづくりや、e-KOBE（神戸市スマート申請システム）でも申請を可能にするなど、手続きを簡素化してほしい。</p>	<p>こども家庭局／ 家庭支援課</p>	<p>対応状況 対応検討中</p> <p>対応方針 里帰り助成金制度は、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を目的とした制度です。医療機関を受診した妊婦が、国の定める妊婦健診の回数（14回）と検査項目等を確実に受けられるよう、受診回数と検査項目等を指定した受診券となっているため、やむを得ず受診券の枚数が多くなっています。また、妊娠中から産後までを支援するためには、母子保健情報（受診回数、検査項目・結果等）の収集と金額の確認が必要なことから、申請書には各受診券及び各領収書・明細書のコピーの添付をお願いしており、現時点では添付書類の削減は難しいと考えています。 ただ、少しでも受診者の負担を軽減するため、令和5年度に受診券の見直しを行い、受診券への記載事項を居住区と氏名のみに変更しました。さらに今後は、各書類のコピーや助成金額の計算などについて、ホームページに掲載している申請書をPDF形式からエクセル形式に変更することや、電子申請の導入を検討してまいります。 現在、国においてマイナンバーを活用した母子保健情報のデジタル化が進められており、将来的には、自治体と医療機関での妊婦健診等の健康管理に関するデータ連携が検討されています。まだ具体的な議論までは至っておらず、里帰り助成金の申請に必要な費用等の情報まで連携されるかは未定ですが、神戸市として国の説明会等の機会を通じてデータ連携を要望してまいります。</p> <p>対応時期 令和6年度中：里帰り助成金申請の様式改善、電子申請の検討</p>

○福祉・医療（対応済 1件 / 対応予定 3件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 一件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>介護保険にかかる申請手続きと関係書類の簡素化 高齢化率が5割、後期高齢化率が3割を超える地域もある中、介護保険サービスである「介護予防ケアマネジメント」関連の業務量が多く、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）の業務が円滑に遂行できていない。 現状を改善するため、介護保険の申請手続きと、介護予防ケアマネジメント関係書類の簡素化を実現してほしい。</p>	<p>福祉局 介護保険課</p>	<p>対応状況 対応検討中</p> <p>対応方針 【認定申請手続きの簡素化】 要介護・要支援認定申請書の記載項目は、介護保険法施行規則等で示されており、本市としてもご本人の状況把握及び適切な認定実施のために必要であると判断しているため、簡素化は困難です。 一方で、本市では少しでも申請者の事務負担の軽減につながるよう、新規・更新・変更の申請様式を統一するとともに、同意欄や情報提供希望欄を工夫して必要書類を減らすなど、これまでも独自に手続きの簡素化を図っています。 また、今後は申請書をホームページでダウンロードできるようにすることや、電子申請の導入について検討することとしており、引き続き事務負担の軽減に取り組んでまいります。</p> <p>【介護予防ケアマネジメント関係書類の簡素化】 「介護予防ケアマネジメント」は、要支援認定を受けた方を対象に市町村が独自に訪問介護・通所介護等を提供する「総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」のひとつであり、サービスの利用にあたって必要なケアプラン（介護サービス計画書）の作成を行うものです。 国の実施要綱では、ケアプラン作成の流れやモニタリング（ケアプラン進捗状況のチェック）の頻度等とあわせて、ケアプランの様式が示されていますが、本市においては、事業開始当時から独自にケアプラン様式を作成し、事務の簡素化を図っています。 なお、国では令和5年12月に開催された社会保障審議会（介護保険部会）において、介護予防ケアマネジメントのモニタリング期間の延長等を可能とすることが適当であると示されたことを受け、関連する厚生労働省令の規定が改正されました。 本市においても、令和6年4月からモニタリング期間の延長等を可能とするよう取り扱いを変更しており、あんしんすこやかセンターの業務負担の軽減に繋がるものと考えています。</p> <p>対応時期 令和6年4月：介護予防ケアマネジメント（従来型等）のモニタリング期間の延長等</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p>障害福祉サービス事業等の指定申請における事前面談の改善</p> <p>障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業等の指定申請では、申請書類の提出前に事前面談が必要となっているが、面談を予約するためには希望日の数カ月前に電話で予約する必要がある。</p> <p>事業者は物件や人員を確保してから事前面談の予約を行いたいと考えているが、予約してから面談までの期間が長い、物件の確保等事業者の金銭的な負担が大きくなっている。</p> <p>また、面談の候補日が少なく、候補日がホームページ等で可視化されていないなど、課題も多いことから、障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業等の指定申請における事前面談手続きを改善してほしい。</p>	<p>福祉局 監査指導部</p>	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針 申請前の事前面談は、早い段階で人員や設備等の基準を確認し書類を補正したうえで、事業者の希望日に事業指定できるように実施してきました。</p> <p>物件などが確保されていない段階でも面談の予約は可能ですが、ご指摘のように直近の日時で予約ができないという現状を踏まえ、面談のあり方を見直し、事前の書類提出のみをお願いし、事業者が希望される場合のみ対面での説明や相談を行うよう変更しました。</p> <p>あわせて、オンラインで事前相談の予約や申請書類の提出が可能なシステムを導入し、希望されるタイミングで相談していただけるよう相談日の選択肢を増やします。</p> <p>なお、事前に提出された書類の内容を確認した結果、来庁の上で面談をお願いする場合があります。また、対面での事前相談を経ない申請の場合、書類の補正に時間がかかり希望日に事業の指定が間に合わない可能性がありますので、可能な場合には来庁の上事前相談をしていただくことをおすすめいたします。</p> <p>対応時期 令和6年2月：事前面談（希望制）へ移行 令和6年度前半：予約受付システムの導入</p>
<p>自立支援医療受給者証の更新手続きの短縮</p> <p>現在、自立支援医療（精神通院医療）受給者証の更新手続きに、概ね3ヶ月程度の期間を要している。</p> <p>受給者証の有効期間は1年しかないため、発行までに3ヶ月も要すると、医療機関や薬局で様々な支障がある。</p> <p>受給者証発行までの流れを見直し、迅速（10日程度）に発行出来るように改善してほしい。</p>	<p>健康局／ 精神保健福祉センター</p>	<p>対応状況 対応予定</p> <p>対応方針 自立支援医療（精神通院医療）受給者証の更新は、必要書類を受け付けた後、精神保健福祉センターの相談員による申請書・診断書の審査、医師による診断書の審査、所得認定等を経て、支給を認定し、受給者証を発行・交付しています。それぞれの工程に時間を要する上に、申請件数も年々増加（約4,000件／月（R5.12時点））していることから、更新手続きに一定の期間をいただいています。</p> <p>現在、発行までの期間短縮に向け、体制の強化、システムの改修による所得認定の迅速化等に取り組んでいるところであり、令和5年中に2～2.5ヶ月で発行できるよう改善を図りました。さらに、業務手順の見直しを進め、令和6年度前半までに1.5～2ヶ月に短縮する予定です。更なる手続き期間の短縮は今後の検討課題と考えており、引き続き迅速化に努めてまいります。</p> <p>対応時期 令和5年12月：更新手続きを2～2.5か月へ短縮 令和6年度前半：更新手続きを1.5～2か月へ短縮</p>
<p>自立支援医療受給者証の申請手続きの電子化</p> <p>現在、自立支援医療（精神通院医療）受給者証の申請は窓口での受付のみとなっている。</p> <p>また、2年に一度は診断書の添付が必要であるが、金銭的に負担である上、様式がA3サイズのみ（A4サイズの場合は医療機関にて割り印が必要）で不便である。</p> <p>月に数回で良いので夜間受付をするほか、e-KOBE（神戸市スマート申請システム）でも申請できるようにしてほしい。</p>	<p>健康局／ 精神保健福祉センター</p>	<p>対応状況 対応予定</p> <p>対応方針 現在、自立支援医療（精神通院医療）受給者証を、e-KOBE（神戸市スマート申請システム）で申請できるよう準備を進めています。まず診断書の提出が不要な方について令和6年度前半から申請できるようにし、診断書の提出が必要な方についても電子申請が可能となるよう、順次対象者の拡大を進めてまいります。</p> <p>なお診断書の様式は国の要綱で定められており、全ての項目を記入するためにはA3サイズが必要となります。A4サイズにする場合は2枚に分かれてしまい、2枚が同じ患者についての記載であると証明するために、記載医師による割り印が必要としています。</p> <p>対応時期 令和6年度前半：e-KOBEでの申請受付開始</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p>自立支援医療受給者証の申請手続きの改善</p> <p>自立支援医療（精神通院医療）受給者証の更新手続きについて、神戸市ホームページから問い合わせをしたところ、神戸市精神保健福祉センターより、郵送での手続きの可否については区役所に問い合わせるよう回答があった。これでは問い合わせた意味がない。</p> <p>また、区によって手続きが異なるのは問題である。各区一律の対応をしてほしい。</p>	<p>健康局／ 精神保健福祉センター</p>	<p>対応状況 対応予定</p> <p>対応方針 市ホームページからのお問い合わせに対し「郵送での受付はお住まいの区役所に問い合わせてください」と回答したことにより、「区によって郵送受付の可否が異なる」との誤解を生む対応となってしまう申し訳ございませんでした。</p> <p>郵送による受付は全ての区役所でおこなっています。ただ、申請者の行いたい手続きによって必要書類が異なるため、区へのお問い合わせをご案内していました。この度ホームページを改定し、区へお問い合わせいただかなくても、ホームページを確認することで申請手続きごとの必要書類を確認いただけるようにしました。</p> <p>さらに、令和6年度前半には、まずは診断書が不要な方についてe-KOBE（神戸市スマート申請システム）による申請の受付を開始し、必要な方についても電子申請の受付ができるよう、順次対象者の拡大を進めてまいります。</p> <p>対応時期 令和6年度前半：e-KOBEでの申請受付</p>

○まちづくり（対応済 1件 / 対応予定 1件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 2件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>行政への連絡・報告を簡単にできるアプリの導入</p> <p>道路やマンホールの補修、電灯の不具合、道路沿いの植栽などに関する情報提供や補修依頼等を市民が簡単にできるアプリを導入してほしい。また、投稿は文字だけでなく、写真や動画も送付できるようにしてほしい。</p>	<p>市長室 広報戦略部 建設局 総務課</p>	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針 令和5年11月より、「神戸市公式LINE」から道路のひび割れや公園遊具の故障など市保有施設の不具合について写真等で投稿していただけるようになりました。公式LINEでは自分の投稿内容や、市の対応状況を確認することもできます。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>道路境界明示図のインターネット公開</p> <p>現在、道路境界明示図の確認は窓口でしかできないため、インターネットでも確認できるようにしてほしい。</p>	<p>建設局 道路管理課</p>	<p>対応状況 現状維持</p> <p>対応方針 道路境界明示図には土地所有者等の個人情報が含まれているため、適切に管理する必要があります。インターネットで公開するためには、約54,000件ある道路境界明示図を公開可能な形に加工する必要がありますが、そのためには多額の費用が必要であるため、現時点では、実施は困難であると考えています。</p> <p>令和3年7月以降、道路境界明示申請の郵送による受付を開始し、申請手続きを簡素化するなど、道路境界明示手続を迅速に処理できるよう改善しました。</p> <p>また令和5年3月には、境界明示箇所を簡単に把握できるよう、市ホームページ上に「道路・溝渠境界明示の既明示リスト」を掲げ、過去に境界明示を行った土地の一覧を掲載するとともに、既明示図の郵送交付に対応するなど、道路境界明示手続の利便性向上に努めています。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>建築計画概要書のインターネット公開</p> <p>現在、建築計画概要書の確認は窓口でしかできないため、インターネットでも確認できるようにしてほしい。</p>	<p>建築住宅局／ 建築調整課</p>	<p>対応状況 現状維持</p> <p>対応方針 建築計画概要書等には建築主の氏名等の個人情報が含まれるため、適切な管理のもと、窓口での閲覧の利便性向上を図ってきました。</p> <p>インターネット公開については、個人情報の適切な管理の問題だけでなく新たなシステム開発が必要であり、今後の検討課題であると認識しております。</p> <p>令和6年4月10日より、建築確認番号等、個人情報を含まない情報（2019年4月以降に申請があった物件に限る）については、神戸市の地図情報サイト「神戸市情報マップ」で公開いたしました。これにより、建物の建築確認・完了検査の有無をインターネットで確認することができ、建築計画概要書原本証明書等が必要な場合は、来庁せずにe-KOBE（神戸市スマート申請システム）で請求が可能となりました。</p> <p>なお、令和3年3月より、建築確認番号が分かる場合には、建築計画概要書原本証明書等をe-KOBEの請求により郵送交付する運用を始めております。令和4年6月からはクレジットカードによる手数料納付を可能とするなど、証明書の交付手続の迅速化や利便性の向上を図り、運用改善に努めています。</p> <p>対応時期 令和6年度4月：「神戸市情報マップ」での建築確認番号等の公開</p>

○環境・衛生（対応済 一件 / 対応予定 一件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 一件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>環境局への申請手続きの簡素化</p> <p>環境局への申請手続きについて、根拠法律が異なるという理由から、同じような書類を申請ごとに何種類も作成する必要がある。また、一部の手続きでは、未だに近接同意が必要とされているものがあり、不在地主の同意まで求められたケースもあった。</p> <p>申請書の共通化や簡略化、同意が必要な対象手続きを見直すとともに、オンライン申請の導入も検討してほしい。</p>	<p>環境局 / 事業系廃棄物対策課 環境保全課</p>	<p>対応状況 対応検討中</p> <p>対応方針 【申請書類の共通化、簡略化】 環境局で所管する法令は多岐にわたり、法令ごとに申請の様式等が定められています。その中で申請者の負担軽減のため、書類の共通化や簡略化、オンライン化に努めているところです。例えば、環境法令に基づき同時に複数の申請を行う場合で、共通する書類を添付する場合、書類提出は1部のみでよいと変更しました。また、申請件数が多い氏名等変更届や承継届は様式を共通化し、さらにe-KOBE（神戸市スマート申請システム）による受付も開始しました。</p> <p>今後も申請者の負担軽減の観点から、書類の共通化・簡略化に努めるとともに、可能な限りe-KOBE（神戸市スマート申請システム）への移行を進めてまいります。</p> <p>【申請に必要な隣接地権者等の同意】 環境局では、「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱」に基づき、廃棄物処理施設の設置に関する申請に対して隣接地権者等の同意を得ることを求めています。これらの施設の設置については、事業の特性を考慮し、近隣の方々に対して事業者があらかじめ事業計画や環境への影響について説明するとともに、隣接地については、施設の設置によって将来の土地利用なども影響を受ける可能性があるため、不在か否かに関わらず、十分な説明と理解を得る必要があると考えています。ただし、同意が必要な対象は、隣接地の所有者・占有者や周辺自治会等、必要最小限としています。</p> <p>隣接地所有者等の同意は必要な手続きと考えていますので、引き続きご理解ご協力をお願いします。</p> <p>対応時期 —</p>

○その他（対応済 1件 / 対応予定 1件 / 対応検討中 一件 / 現状維持 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>地域住民の意見の市政への反映</p> <p>パブリックコメントや地域住民ヒアリングにおいて、市民のコメント内容が政策に反映されることが無いと感じている。市にとって都合の良い意見のみホームページに掲載され、多くの反対意見は出てきても記載されていないのではないかと。</p> <p>パブリックコメントや地域住民ヒアリングを、市政の素案計画段階から住民が参加する「開かれた」議論の場とし、住民の意見に真摯に耳を傾けるとともに、意見を市政に反映させる制度にしてほしい。</p>	<p>市長室 / 市民情報サービス課 地域協働局 / 地域活性化課</p>	<p>対応状況 現状維持</p> <p>対応方針 「神戸市民の意見提出手続に関する条例」に基づくパブリックコメントは、市が政策案等を形成する過程において市民へ説明するとともに、市民からご意見をいただき、その過程の公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の知恵をまちづくりに生かすことを目的としています。</p> <p>条例の趣旨は、政策案等の賛否を問うものではなく、政策案等をより良いものにすることを主眼にしています。そのため、意見がより良い政策案になるものであれば、提出された数の多寡にかかわらず、政策案等に生かしてまいります。また、市民から寄せられた全ての意見は、その概要と意見に対する市の考え方について、市のホームページで公表しています。</p> <p>今後も、複雑多様化する市民の需要や地域課題に対応するため、市民の声に積極的に耳を傾け、市民と市が相互に補完または協力して課題解決を図る「協働と参画のまちづくり」を進めてまいります。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>神戸市収入証紙の廃止</p> <p>一部の許可申請では「神戸市収入証紙」を使用して手数料を納めているが、電子決済や振込みで対応できるようにしてほしい。また振込みも、銀行振込みだけでなく、コンビニでの支払いもできるようにしてほしい。</p>	<p>会計室 会計課</p>	<p>対応状況 対応予定</p> <p>対応方針 収入証紙で手数料等を徴収している手続きについて、e-KOBE（神戸市スマート申請システム）やキャッシュレス決済端末の導入を予定しています。</p> <p>収入証紙については、令和6年第1回定例会において廃止条例が議決され、令和7年4月1日に廃止することが決定しました。</p> <p>対応時期 収入証紙について令和6年度末まで販売（令和7年度末まで使用可能） 各種手数料の収納は収入証紙からキャッシュレスへ段階的に移行中</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p>「事業再構築補助金活用促進助成金」申請書類の認印の廃止</p> <p>国から認印の廃止の方針が出ているにもかかわらず、「事業再構築補助金活用促進助成金」の申請において認印を求められた。様式を改めて、認印を不要とすべき。</p>	<p>経済観光局／ 経済政策課</p>	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針 「事業再構築補助金活用促進助成金」の申請書類である「宣誓同意書」について、自署または押印を求めていましたが、ご指摘の通り見直しを行い、令和5年9月に認印を廃止しました。</p> <p>対応時期 —</p>

規制・行政手続き見直し提案制度 提案内容と検討結果

≪ 規制 ≫

○まちづくり（対応済 1件 / 対応予定 2件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>自転車等放置禁止区域の見直し</p> <p>神戸の街を活性化させるためには、人やモノの移動が必要不可欠ではないか。自転車での移動が行いやすい環境をつくることで人々の行動範囲が広がり、街に自転車や歩行者が増え、街の活性化に繋がると考えられるため、自転車等放置禁止区域を見直してほしい。</p> <p>また、放置自転車を減少させ、人々が活発に移動できるようにするためにも、駐輪場やシェアサイクルを増設してほしい。</p>	建設局 道路計画課	<p>対応状況 対応検討中</p> <p>対応方針</p> <p>【自転車放置禁止区域の見直し】 神戸市では自転車活用推進計画に基づき、安全・安心で快適な自転車利用環境の創出や、自転車の更なる活用の推進を進めています。一方、自転車放置禁止区域は、歩行者等の通行の安全の確保や、都市生活環境の保全等を目的として、主に駅周辺で指定してきました。特に三宮等の都心部については、駐輪場整備やまちづくりの状況に応じて、順次区域を拡大してきました。駐輪場に空きがあっても使用されず、自転車が周囲に放置されている場合もあるため、現在、「駐輪場の整備」「放置禁止区域の指定」「放置禁止区域内での即時撤去」に一体的に取り組みながら、放置自転車対策を進めています。</p> <p>歩行者の安全確保や都市生活の環境保全のためには、このような対策が引き続き必要であると考えられるため、状況に応じて自転車放置禁止区域の見直しを行ってまいります。</p> <p>【シェアサイクルの増設】 本市では、都心・ウォーターフロントの回遊性向上と放置自転車の削減を目的として、平成27年よりシェアサイクル事業「Kobe Linkle（こうべリンクル・通称コベリン）」に取り組んでいます。さらなる普及促進のため、三宮駅前やハーバーランドなどにおいて、令和5年度中にポートを4箇所、自転車50台を追加し、ポート21箇所、自転車150台により運営しています。市民の移動が便利になるよう、今後もポート及び自転車の拡充を検討してまいります。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>自転車等放置防止条例の明確性と自転車撤去の運用について</p> <p>駅前の道路上に駐輪していた自転車が強制撤去されたことに関して、以下の点に疑問を感じた。</p> <p>①関係条例を確認したが、「放置」「相当期間」など規定の定義づけが曖昧ではないか。</p> <p>②自転車を撤去、移動、保管管理している事業者の方が、条例や業務上のルールを熟知していないように感じた。正しく対応できるよう指導してほしい。</p> <p>③自転車が撤去された際、問い合わせ先や、その後の対応等を案内するような床面のチョーク書き、あるいはチラシなどがなく、どのように行動すればよいのかわからなかった。違反者に対する配慮が必要ではないか。</p> <p>④土地や建物の所有者に、駐輪場の設置義務を課すか、設置を指導してはどうか。</p>	建設局 道路計画課	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針</p> <p>「神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」は、歩行者等の通行の安全を確保し都市の生活環境の健全な発展を図るため、神戸市長が放置禁止区域を指定して放置を禁止するとともに、放置自転車の撤去及び保管に関して規定しています。</p> <p>【①について】 「放置」については、条例第2条(2)で「公共の場所において、自転車等を当該利用者等が離れて直ちに移動することができない状態に置くこと」と定義しています。禁止区域内の自転車については、条例第11条で「市長は禁止区域内における放置自転車を撤去及び保管をしなければならない」と定めており、これは巡回監視による即時撤去を意味しています。一方、禁止区域外の自転車については、条例第12条で放置自転車の撤去に関して定めており、「相当期間」については、条例施行規則第4条で「7日間」と定めています。</p> <p>上記のような放置自転車の撤去・保管にかかる詳細は市ホームページでも案内していますが、市民の皆様にご理解いただけるよう、さらなる周知に努めてまいります。</p> <p>【②について】 ご指摘の委託事業者に対しては、実務者研修など業務改善するよう指導に努めてまいります。</p> <p>【③について】 撤去のお知らせについては、現地の放置禁止区域を示す看板に撤去日時や自転車の保管及び返還場所を記載しています。なお、床面のチョーク記載に関してはあくまでも現地掲示を補助するものです。</p> <p>【④について】 神戸市では、用途地域が近隣商業地域及び商業地域のエリアにおいて、自転車での利用が多い一定規模以上の小売店舗、銀行・郵便局、遊技場、官公署、スポーツ施設の施設設置者に対し、条例により自転車駐車場の設置を義務付けており、設置者への適切な指導に努めております。</p> <p>対応時期 —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p>マンションにおける駐車場附置率の基準緩和</p> <p>市内のマンションは、その用途地域や住戸数に応じて、必要な台数の駐車場を確保することが条例で義務付けられている。</p> <p>私のマンションでは、駐車場の大半を機械式により設置しているが、老朽化が進んでおり、維持管理に多大なるコストを要している一方で、年々契約者数が減少しており、多くの空きが生じている。さらに、全国的にも駐車場の利用率が低下しており、附置率の基準緩和の動きが加速しているようである。</p> <p>そこで、次の要件を満たす場合には、附置義務駐車台数をマンションの管理組合が届け出た台数まで緩和してほしい。</p> <p>①既存駐車場の利用実績が、条例で定める基準台数を上回っていないこと。</p> <p>②管理組合から届け出た必要台数によって、適切な駐車施設が確保されること。</p> <p>③管理組合により駐車場が適正に管理されること。</p>	<p>建築住宅局／ 建築調整課</p>	<p>対応状況 対応予定</p> <p>対応方針 ご指摘のような現在の社会情勢を踏まえ、令和4年度に共同住宅の駐車施設に関する利用実態について調査を実施しました。その調査結果等を踏まえ、現在、駐車施設の確保に関する基準全般について見直しを検討しているところです。</p> <p>対応時期 令和6年度上半期：規則及び運用基準の見直し案についてパブリックコメント実施 下半期：規則及び運用基準の改正施行予定</p>
<p>位置指定道路の指定制度の創設</p> <p>神戸市では、既存の道を位置指定道路として指定する制度がないように思われる。また、位置指定道路の指定申請手続きの際、道路に指定する土地所有者の同意に加えて、関係権利者（道路に接する方々）への説明が必要であるなど手続きのハードルが高いと感じる。</p> <p>既存の道を位置指定道路に指定する制度を創設するとともに、位置指定道路の指定手続きを簡素化し、ホームページで制度をわかりやすく解説してほしい。</p>	<p>建築住宅局／ 建築安全課</p>	<p>対応状況 対応予定</p> <p>対応方針 ご提案の「既設の道の位置指定道路化」は、建築基準法に定められた制度であり、本市でも指定実績はあるものの指定件数は数件に留まっています。法定の制度であり、神戸市独自の制度ではありませんので、これまで特段の広報は行っておりませんでした。</p> <p>また、制度の指定基準や申請手続きが複雑であり、一般の方には分かりにくい制度であることなども、指定件数の少なさに繋がっていると考えています。</p> <p>よりわかりやすく使いやすい制度とするために、指定の基準や申請手続きの明確化・標準化を行うとともに、制度内容について神戸市ホームページ等での効果的な情報発信に取り組んでまいります。</p> <p>対応時期 令和6年度上半期：位置指定道路（及び建築基準法に定めるその他の道路について）の制度等の見直し 令和6年度中：新制度の運用</p>

○農業・農地（対応済 一件 / 対応予定 一件 / 対応検討中 3件 / 現状維持 一件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>市街化調整区域での非農家の農地購入と農地転用手続きの簡素化</p> <p>【非農家の農地購入】</p> <p>市街化調整区域において、将来の子供の居住用として自宅近くにある耕作放棄された土地を買いたいが、農家ではないため購入ができない。</p> <p>非農家であっても市街化調整区域の自宅近隣の土地を取得できるようにしてほしい。</p> <p>【農地転用手続きの簡素化】</p> <p>農地転用には複雑な手続きが必要であるが、一定年数居住している住人については、転用の手続きを簡素化してほしい。</p>	<p>農業委員会事務局</p>	<p>対応状況 対応検討中</p> <p>対応方針 市街化調整区域内の農地を、宅地に転用するために購入することは、非農家の方でも可能です。具体的には、農業委員会から農地転用の許可を受けて農地から宅地に地目を変更すれば、非農家の方でも取得が可能となります。申請書を提出（毎月10日締め切り）すれば月末の月例総会で許可の可否を決定しますので、最短の場合、20日程度で手続きが終了します。ただし、その要件として農地が転用目的の用途へ確実に供されることが必要です。</p> <p>農地転用の手続きについては、これまでも申請書の押印廃止や添付書類の削減など、手続きの負担軽減を進めてきました。今後も手続きの負担軽減に努めてまいります。</p> <p>対応時期 —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p>市街化調整区域における分家住宅手続きの簡素化等</p> <p>市街化調整区域における分家住宅の手続きが複雑で、非常に時間がかかった。</p> <p>身内が身近に住む場合は、分家住宅などの手続きを必要とせず、農地から宅地への変更もスムーズに行うことができるようにしてほしい。</p>	<p>農業委員会事務局</p> <p>都市局／ 都市計画課</p>	<p>対応状況 対応検討中</p> <p>対応方針 【分家住宅の手続き】 市街化調整区域の規制緩和については、平成27年2月より順次、規制緩和を実施してきました。例えば、住宅に関して、一人っ子でも分家住宅を建てるのが可能になったほか、先祖代々の土地ではなく、新しく所有する土地でも立地可能としました（平成30年3月）。</p> <p>また、農地での小規模戸建住宅の建築手続きを簡素化し、敷地面積が500㎡未満の場合は、開発許可ではなく建築許可で対応することで、手続き期間を約100日程度短縮しました。さらに、親族が所有している土地に建築する場合は所有権移転の仮登記を求めていましたが、土地所有者の同意書で足りると見直しました（令和4年7月）。</p> <p>ご指摘の分家住宅の許可手続きですが、都市計画法に基づく事務であるため、手続きを不要とすることは困難ですが、現在、さらなる手続き期間の短縮化を図るため、開発審査会での審査対象を見直し、定型的に許可することができる「包括承認」の対象拡大を検討しています。これにより、約1.5カ月の手続き期間の短縮が可能となります。</p> <p>今後も市街化調整区域における農村地域の活性化を推進するため、事業者や地域からの意見も踏まえながら、引き続き規制緩和を推進してまいります。</p> <p>【農地の転用】 農地から宅地への転用は、農業委員会から農地転用の許可を受けることが必要ですが、申請書の提出（毎月10日締め切り）から最短で20日程度で許可することが可能です。</p> <p>また農地転用の手続きについても、これまで申請書の押印廃止や添付書類の削減など、手続きの負担軽減を行ってきました。今後も手続きの負担軽減に努めてまいります。</p> <p>対応時期 【市街化調整区域の規制緩和】 令和6年度上半期：包括承認の対象拡大による手続き期間の短縮</p>
<p>市街化調整区域における規制緩和</p> <p>高齢化が進む西区神出町では、市街化調整区域が設定されており、このままでは住民がいなくなるのではないかと危惧している。</p> <p>そこで、以下のような市街化調整区域よりも軽い規制を導入し、里山を守りながら過疎化を防いでほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買のみを目的とした土地の取引を防ぐため、将来的な居住希望者を審査する制度を作る。 ・都市ガスを引いたり、コンビニやスーパーなど最低限の生活に必要な施設の建設を認める。 	<p>都市局 都市計画課</p>	<p>対応状況 対応検討中</p> <p>対応方針 市街化調整区域については、平成27年2月より順次、規制緩和を実施してきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年7月には、市街化調整区域に居住している者が利用する日常利便施設（コンビニ、薬局、食料品小売等）について、対象業種を拡大（学習塾、スポーツ用品・娯楽用品小売等）しました。 ・起業に関しては、農村定住を促進するため、農村定住起業施設としてカフェ等の立地を可能にしました（平成28年4月）。また、小規模な住宅を店舗・飲食店・オフィス等に用途変更することを可能にしました（令和4年7月）。 ・住宅に関しては、元々市街化調整区域に住んだことがない人でも居住できるよう、移住者用住宅の建築を可能としました。具体的には「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」に基づき、地元の里づくり協議会が承諾した土地であれば建築可能としました（令和2年2月）。 <p>さらに現在、住宅建築に関する手続き期間の短縮を検討しています。開発審査会での審査対象を見直し、定型的に許可することができる「包括承認」の対象を拡大することで、約1.5カ月の手続き期間の短縮が可能となります。</p> <p>今後も市街化調整区域における農村地域の活性化を推進するため、事業者や地域からの意見も踏まえながら、引き続き規制緩和を推進していきます。</p> <p>対応時期 令和6年度上半期：包括承認の対象拡大による手続き期間の短縮</p>

○防災・安全（対応済 一件 / 対応予定 一件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 一件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>神戸市火災予防条例の見直し</p> <p>神戸市火災予防条例では、火災時の避難経路を確保するため、病院の病室の窓は掃き出し窓とすることが定められている。病院には防火設備としてフル装備のスプリンクラーが設置されており、火事になりにくいにもかかわらず、避難だけを目的として掃き出し窓とすることは、今の時勢では考えられない。また、掃き出し窓の設置は、患者の自殺防止や、ガラスによる怪我のリスク防止といった観点から時代に逆行しているため、神戸市火災予防条例を見直してほしい。</p>	<p>消防局 予防部査察課</p>	<p>対応状況 対応検討中</p> <p>対応方針 神戸市火災予防条例では、原則として、病院や福祉施設等においてはバルコニー等を経由して避難可能な経路を確保すること、また室内からバルコニー等への避難を容易にするため開口部は段差のないものとするを定めています。この規定は、病院や福祉施設等において、避難困難な利用者が、バルコニー等へ容易に避難できるようにすることを目的としています。</p> <p>火災で亡くなる方の死因は、やけど以外にも、煙を吸ったことによる一酸化炭素中毒が多くを占めており、ほぼ同じ割合となっています。したがって、迅速に避難できない方の人命を考慮すると、スプリンクラーがあったとしても、速やかに外気が流通する場所へ避難することが必要となります。</p> <p>スプリンクラーが設置されている病院等について、提案の趣旨に沿った見直しをするためには、本条例の規定を緩和する必要があります。現時点では、規定を緩和した場合に高まる人命の危険性が許容できるレベルのものであるかどうかについて、客観的な指標がないことから、指標の策定、助言を依頼する専門家の選定、調査、分析等を進めます。</p> <p>対応時期 令和6年度以降：有識者会議等の結果を踏まえ神戸市火災予防条例の見直しを検討</p>

○運輸・港湾（対応済 一件 / 対応予定 一件 / 対応検討中 一件 / 現状維持 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>防波堤への立ち入り禁止の解除</p> <p>神戸港内の防波堤への渡船が禁止され、須磨海づり公園が未だに営業を再開しない中、釣具店では客が激減し、渡船業者は廃業している。一方、近隣の自治体では渡船のルールが整備され、日常的に営業が続けられている。神戸市でも他都市のように規制を解除し、ルールの整備や渡船エリアの指定、救命道具の設置等をしてほしい。</p>	<p>港湾局 経営課</p>	<p>対応状況 現状維持</p> <p>対応方針 【防波堤への立ち入り禁止について】 神戸港内の防波堤は、外洋から打ち寄せる波を防ぐとともに、波浪から神戸港内の施設や安全な船の停泊を守り、さらには津波・高潮の被害から市街地を守るために設置している施設です。また防波堤は陸続きではなく、沖合近くに設置されており、安全対策も施されていないため、転落など不測の事故に対する迅速な救助対応が困難な施設であることから、一般の方の立入を禁止しています。</p> <p>本来目的以外による防波堤の使用は、ハード・ソフトの両面を組み合わせた安全対策の徹底が必要です。他港において「魚釣り」を認めている防波堤は、陸域から徒歩で行けるなど、高波の危険が少なく波浪の影響を受けにくい場所が多数です。また施設の管理運営体制が構築されているほか、通常有すべき安全対策が講じられています。</p> <p>一方、神戸港内の防波堤は、海上に独立して整備されているため、津波など災害時の避難ルートが設定できないことに加え、足場条件（足場不良・凸凹）が悪いことや天候不良による波浪や高波の危険があるため、使用にあたって十分な安全対策を講じる必要があります。具体的には、波浪に耐えうる①転落防止柵や救命浮環、昇降用梯子等の設置、②警戒船や監視員の配置、③緊急連絡体制の構築などが必要となりますが、現実的には沖合の施設でこのような対策を講じることは、費用負担の面も含め困難と考えています（なお、船上からの釣りは禁止していません）。</p> <p>【釣りができる環境整備について】 神戸市としては、「魚釣り」がレジャーとして、また観光ツールとして、多くの方々に愛されていることは十分認識しています。そのため、令和7年度にリニューアルオープンを目指す六甲マリンパークの再整備の中で、新たな海釣り広場の設置を検討しています。</p> <p>また、須磨海づり公園は平成30年に受けた大型台風の被害により休園していますが、現在、令和6年度中の再開に向けて再整備を進めています。再開の際はこちららもご利用ください。</p> <p>対応時期 —</p>